

隠岐の島町布施地区漁業振興施設 指定管理者募集要項

1 施設の概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 施設名称 | 水産物荷捌施設 |
| (2) 所在地 | 隠岐の島町布施潰山26番地4 |
| (3) 設置時期 | 昭和57年 |
| (4) 施設内容 | 荷捌き所、貯氷室、事務所他 延面積160㎡ |
| | |
| (1) 施設名称 | 漁船保全修理施設 |
| (2) 所在地 | 隠岐の島町布施潰山26番地6 |
| (3) 設置時期 | 昭和60年 |
| (4) 施設内容 | 軌条1線、船台1台、巻上機1基 (5.5kw)、機械庫 (12㎡)、
洗浄機1台 |
| | |
| (1) 施設名称 | 漁具倉庫 |
| (2) 所在地 | 隠岐の島町布施潰山26番地4 |
| (3) 設置時期 | 平成2年 |
| (4) 施設内容 | 木造平屋建て倉庫 (221.3㎡) |
| | |
| (1) 施設名称 | 出荷資材保管施設 |
| (2) 所在地 | 隠岐の島町布施潰山26番地4 |
| (3) 設置時期 | 平成7年 |
| (4) 施設内容 | 木造平屋建て保管庫 (64㎡) |

2 管理の基準

- (1) 供用時間

終日

- (2) 供用日

年中無休

ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、町長の承認を得て供用日を変更することができます。

(3) 隠岐の島町情報公開条例の適用について

指定管理者は、隠岐の島町情報公開条例(平成16年隠岐の島町条例第9号)第18条の2の規定に基づき、情報公開の努力義務を負います。また、指定管理者に指定された後で隠岐の島町と締結する協定書において、隠岐の島町から管理業務に関する文書等の提出の求めがあった場合には、これに応じなければならない義務を負います。

(4) 個人情報の保護について

指定管理者は、管理業務の遂行に伴って個人情報を取り扱う場合には、個人情報の適正管理に関して個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づき徹底した個人情報の保護に努める義務を負います。また、(別紙1)に定める事項を遵守してください。

(5) 利用料金

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2の規定に基づく「利用料金制」を採用します。

利用料金制度とは、自らが企画・実施する各事業の収入等を直接自らの収入とすることができる制度です。従って、その管理運営に係る収支について、一定の責任を負うこととなりますので、施設の利用を促進し、収入の確保を図る努力が求められます。

3 業務の範囲

隠岐の島町布施地区漁業振興施設設置及び管理条例の第6条に規定する以下の業務

- (1) 施設の維持管理等に関する業務
- (2) 利用料金の徴収業務
- (3) その他、前各号に掲げる業務に付随する業務

4 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)

ただし、法第244条の2第11項の規定に基づき、当該公の施設の管理の適正を期するために町が行う必要な指示に指定管理者が従わない場合、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り

消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる場合があります。

5 指定管理業務に関する経費等

隠岐の島町は、指定管理業務実施の対価としての指定管理料は支払いません。
また、修繕にかかる経費は、原則指定管理者の負担とします。

6 申請の資格

- (1) 団体であること(法人格の有無は問わない。)
- (2) 隠岐の島町内に事業所を置く又は置こうとする者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4に規定するものに該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき公正又は再生手続をしていない者であること。
- (5) 隠岐の島町が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札において、指名保留又は指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 法人税、消費税、地方消費税及び隠岐の島町税について滞納がない者であること。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。

7 申請の手続

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、提出期間内に町長に提出してください。

- (1) 施設の管理運営に関する事業計画書(様式第2号)
- (2) 施設の管理運営に関する収支予算書(様式第3号)
- (3) 定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本(法人以外の団体にあつては会則等)

- (4) 当該団体の前事業年度の貸借対照表及び財産目録(法人以外の団体にあつては収支決算書等)
- (5) 隠岐の島町税について、滞納がない旨の証明書
- (6) 提出部数 正本1部 副本(写し)7部
- (7) 提出場所 隠岐の島町 農林水産課
- (8) 提出方法 持参又は郵送
- (9) 提出期限 令和6年10月4日(金)午後5時までとします。(郵送の場合は書留とし、令和6年10月4日(金)午後5時必着とします。)
- (10) 申請にあつての留意事項
 - ① 提出された書類は、返却いたしません。
 - ② 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。
 - ③ 申請にかかる経費は、全て申請者の負担とします。

8 仕様書の配布

(1) 配布期間

令和6年9月4日(水)から令和6年10月4日(金)までの間、午前9時から午後5時までとします。(ただし、土・日曜日、祝日は除きます。)

(2) 配布場所

隠岐の島町 農林水産課

9 現地説明会

(1) 開催日 令和6年9月20日(金) 午後2時から

(2) 開催場所 隠岐の島町役場 農林水産課

(3) 内容

ア 募集要項及び仕様書の説明

イ 施設見学

(4) 参加申し込み方法

現地説明会参加申込(別紙2)に必要事項を記入し、隠岐の島町農林水産課に、令和6年9月13日(金)午後5時までに、申し込んでください。(1団体の出席者は3名までとします。)

10 指定管理者の候補者の選定基準

(1) 審査の方法

指定管理者の候補者の選定にあたっては、隠岐の島町公の施設における指定管理者の指定の手続きに関する条例第4条、及び施行規則第6条の規定に基づき、「隠岐の島町公の施設に係る指定管理者選定委員会」において、下記の点を基準として総合的に判断します

- ① 当該施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- ② 事業計画が当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 当該施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- ④ 前3号に掲げるもののほか、町長等が当該施設の性質等に応じて別に定める基準。

(2) 審査の内容

① 応募の書類の確認

各団体からの提出書類については、隠岐の島町農林水産課で確認します。

② 審査方法

提出された書類を基に、選定委員会において評価の協議を行います。

③ 面接審査

選定委員会による面接審査を行います。(後日通知します。)

④ 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、応募団体に郵送で通知します。選定後、審査内容の概要を公表します。

11 質問事項の受付

募集要項及び仕様書の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和6年9月4日(水)から令和6年9月27日(金)午後5時まで
- (2) 受付方法 質問票(別紙3)に記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。
- (3) 回答方法 1週間以内にFAX又は電子メールで送付します。
(質問内容によっては1週間以上かかる場合があります。)

12 問合せ先

住 所 〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西78番地2

担 当 課 隠岐の島町 農林水産課 水産振興室 担当：松岡・松井

電話番号 08512-2-8563(直通)2-2111(代表)

F A X 08512-2-2460

E - m a i l nourin@town.okinoshima.shimane.jp